

事前協議宅地課確認書類について

○開発区域内外の高低差処理の確認について

開発区域内外の高低差処理について協議結果報告書提出後に、是正する案件が多数見られます。このことにより、関係各課との再協議が必要となり、事務処理に時間を要しています。協議結果報告書提出前に高低差処理の方法について宅地課にて概要を確認します。なお、この提出前確認は協議結果報告書提出後の是正を可能な限り少なくしようとするものであり、報告書是正の有無を確定するものではありませんので御注意ください。

また、造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止の観点から、擁壁の構造の安全性を確認させていただくため、1メートルを超える擁壁については構造計算書の提出をお願いします。1メートル以下の土留めについても安全性について設計者に確認する場合があります、確認書類を求める場合がありますので御協力願います。

○開発区域を確定するための必要書類の確認について

開発事業の計画段階での事前協議において、開発区域が確定していることを宅地課で確認することにより、開発許可申請時において開発区域の確定に要する是正処理の軽減を図るものです。

○上記確認のための提出書類

- ・裏面の表紙 ・位置図 ・現況図 ・公図の写し
- ・求積図（三斜又は座標）

座標の場合は確認期間の短縮のためエクセルデータにて座標値の提供をお願いいたします。

- ・造成計画平面図、造成計画断面図
- ・土留め等各種構造図（構造計算書：1メートルを超える擁壁）
- ・境界を確認するための書類（道路査定図等）
- ・土地利用計画図
- ・給排水計画図
- ・道路関係書類（平面図、断面図）

(審査係)

(指導係)

課長	補佐	係長	係	係長	係

事前協議宅地課確認について

開発区域内外の高低差処理及び開発区域を確定の確認をするための必要書類を提出しますので確認願います。

- 1 申請者
流山市〇〇二丁目〇番地〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
- 2 申請地
流山市〇〇〇三丁目〇〇番〇の一部ほか〇〇筆
- 3 開発面積
〇, 〇〇〇. 〇〇平方メートル
- 4 予定建築物の用途
〇〇〇 (〇〇戸)
- 5 条例適用項目
流山市開発事業の許可基準等に関する条例第2条第1項第1号ア開発行為
- 6 提出書類
位置図、現況図、公図の写し、求積図 (三斜、座標)、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、土留め等各種構造図、給排水平面図、道路関係書類 (平面図、断面図)、境界を確認するための書類

※宅地造成に関する工事にあっては、宅地造成等規制法及び施行令のほか、「宅地防災マニュアルの解説」を参照するものとする。

※改良地盤の設計については、「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 (日本建築センター)」を参照するものとする。